

川崎天然ガス発電(株)川崎天然ガス発電所環境影響評価書 に係る確定通知について

平成17年12月13日
経済産業省
原子力安全・保安院

当省は、川崎天然ガス発電所に係る環境影響評価書（以下「評価書」という。）について審査した結果、電気事業法第46条の17第2項の規定に基づき、川崎天然ガス発電(株)に対し、本日、変更を要しない旨の通知（確定通知）を行った。

このため、当省は電気事業法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書（写）を環境大臣あて送付する一方、確定通知を受けた川崎天然ガス発電(株)は、同条第2項の規定に基づき神奈川県知事、東京都知事及び川崎市長に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法第27条の規定に基づき公告及び縦覧（1ヶ月間）し、住民へ周知することとなる。

（これまでの環境影響評価に係る手続き）

環境影響評価方法書受理	平成14年 5月16日
住民等意見の概要受理	平成14年 7月22日
知事意見受理	平成14年10月17日(神奈川県) 平成14年 9月24日(東京都)
経済産業大臣勧告	平成14年11月 8日
環境影響評価準備書受理	平成17年 2月 7日
住民等意見の概要受理	平成17年 4月25日
知事意見受理	平成17年 8月16日(神奈川県) 平成17年 8月 2日(東京都)
環境大臣意見受理	平成17年10月17日
経済産業大臣勧告	平成17年11月 1日
環境影響評価書受理	平成17年11月22日

問合せ先：原子力安全・保安院 電力安全課 高取、金子
電話 03 - 3501 - 1742（直通）
03 - 3501 - 1511（代表）
4921（内線）